

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	食鳥処理事業の変更の許可
②	法令名	食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律
③	法令番号	平成2年法律70号
④	根拠条項	第6条第1項、第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第6条 第3条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。
⑦	審査基準	食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律 第5条 食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律施行規則 第2条、別表1、別表2
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	15日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	